

◆有戸辺地※に係る公共的施設の総合整備計画 (以下、「計画」という。)の概要

- 「木明」、「明前」、「蟹田」、「有戸」、「目ノ越」の5行政区を一つの「有戸辺地」とし、計画の対象とします。
- 計画の期間は令和9年度から令和13年度までの5年間とします。
- 計画に登載する事業は、以下の2事業です。
 - ①有戸駅線舗装補修工事（道路）
 - ②向田1号線舗装補修工事（道路）

※辺地とは

…交通条件や経済的条件等に恵まれていない地域で、

次の（１）及び（２）の要件に該当しているものです。

（１）地域の中心（固定資産課税台帳に登録された宅地の

3.3㎡当りの価格が最高の価格である地点）を含む

5㎢以内の面積の区域の人口が50人以上であること。

（２）辺地度点数（「公共施設からどのくらい遠いか」や

「交通がどのくらい不便か」といった条件を点数化

したもの）が100点以上であること。

◆計画を作成した趣旨、目的及び背景

町では、当該辺地に係る公共的施設の総合的、計画的な整備を促進するため、より財政運営に効率的な「辺地対策事業債」を発行し、辺地とその他の地域との間における生活文化水準の格差の是正を図ることを目的として、計画の作成を進めています。

(参考) 過疎対策事業債 充当率100%、交付税参入率70%

辺地対策事業債 充当率100%、交付税参入率80%